

被災者生活再建支援制度の概要

◆支給額 【凡例】 ※国制度： 県制度：

対象区分	基礎支援金 (A) (被害程度)	加算支援金 (B) (再建方法)		合計 (A+B)
①全壊 ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円
⑤中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借	25万円	25万円
⑥半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借	25万円	25万円
⑦半壊に至らない床上浸水	—	建設・購入	50万円	50万円
		補修	25万円	25万円
		賃借	10万円	10万円

※世帯数が1人の場合は、表に記載されている金額×3/4
※国制度は氷見市のみ対象（国制度の対象とならない市町村については、県独自制度により、国制度と同様の支援金を支給します）
※その他被害区分についても、対象となる場合があるため、詳細は市町村にお問い合わせください。

◆申請期限

- ・基礎支援金：令和9年9月26日
- ・加算支援金：令和11年9月26日

◆市担当課

市名	担当課名	電話番号
高岡市	社会福祉課	0766-20-1367
氷見市	市民課	0766-74-8051